

内閣参質一九八第一四号

平成三十一年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

O

参議院議員小西洋之君提出「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解

と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する質問に対する答弁書

法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考
え方であり、立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方
について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、国民主
権とは、国家の意思を最終的に決定する最高の力としての主権が国民に存するという原理であり、議院内閣
制とは、議会と政府とを分立させつつ、政府の存立を議会の信任に依存させる統治制度であると考えている
が、お尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

